平成２３年第３回我孫子市農業委員会総会会議録

１．日　時　場　所

平成２３年3月２５日（金）午後1時３０分

庁舎分館２階大会議室

２．委員の現在数

１９名

３．出　席　委　員

1番	大野木　奥　治	2番	椎　名　幸　雄
3番	根　本　　勇	4番	田　口　重　幸
5番	森　正　昭	6番	掛　川　正　治
7番	三　須　清　一	8番	飯　塚　　誠
9番	斉　藤　　隆	１０番	染　谷　智一郎
１１番	新　堀　政　夫	１２番	阿　曽　敏　夫
１３番	渡　辺　陽一郎	１４番	渡　邉　光　雄
１５番	増　田　忠　夫	１７番	須　藤　喜一郎
１８番	小　池　良　雄	１９番	高　田　勝　禧

４．欠　席　委　員

１６番　増　田　利　夫

５．出席事務局職員

局　　長	渡　辺　和　夫
次　　長	大　井　猛　雄
次長補佐	大　野　祐　信
農地係長	花　嶋　孝　雄

７．会議に付した議案等

審議事項

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第３号　あっせん譲受等候補者名簿の登録について

報告事項

報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第３号　農地法第４条の規定による取り下げについて

報告第４号　農地パトロール調査結果について

議長　開会に先立ち、皆さんにご協力お願いします。去る 11 日発生しました東北関東大震災、今日で２週間が経過しました。多くの被災された方々にお見舞いを申し上げます。また犠牲となられた方々のごめい福を祈り、１分間の黙とうを捧げたいと思います。皆さん、ご起立お願いします。

それでは黙とう始め。

（黙とう）

黙とう終わり。ご着席ください。

それでは、ただ今から平成 23 年第３回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 18 名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第 26 条第２項の規定により、本日の会議録署名委員を指名いたします。

10 番　染谷智一郎委員

11 番　新堀政夫委員

よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。最初に議案の審査をいたします。

本日の議案につきましては事務局から説明をお願いいたします。

事務局　それでは議案の説明をさせていただきます。

本日の議案案件は議案第１号から第３号まででございます。

議案第１号は「農地法第３条の規定による許可申請」１件でございます。内容は贈与による所有権移転で、譲受人と譲渡人の関係は親子であり、同一敷地内で生計している者です。譲渡人は息子に贈与することで農業経営規模を縮小するもので、譲受人は贈与を受けて農業経営規模拡大を図ろうとするものです。

申請内容は農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

議案第２号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」でございます。

本件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定により、市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画（案）の適否についての判断を求められたもので、利用権設定が３件、所有権移転が３件でございます。

議案第３号は「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」でございます。

今回の議案上程については以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長　当局からの議案説明については以上で終わりました。

続いて、渡辺部会長から第２部会で審議された報告をお願いいたします。

渡辺部会長、よろしくお願いいたします。

渡辺陽一郎部会長（第２部会）　本日は地震のあとの片付け等お忙しいところ，ご出席ありがとうございます。それでは着座にて説明させていただきます。失礼します。

それでは議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」報告いたします。資料は１ページから５ページということになっています。

譲受人は市内布佐の農家です。世帯構成は 10 人家族で、６人従事者でございます。現在、自作地２万 8,326m²の農地を耕作しており、生前贈与を受けて引き続き耕作を続けるということであります。申請地は布佐字原地地先の畑で、申請面積は二筆、942m²でございます。

申請地を確認し、内容を審議したところ、農地法第３条第２項の各号に該当しないことから、第２部会では全員一致をもって許可相当であろうという意見でございました。

引き続きまして、議案第２号「農用地利用集積計画（案）の決定について」ご報告いたします。資料は６ページから８ページになります。

本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画（案）の適否について判断を求められたもの６件であります。

申請の権利内容は、賃借権の新規設定が３件で 12 筆、所有権移転が３件で５筆であります。賃借権は整理番号１が 10ａ当たり１万 9,500 円で、その他は 10ａ当たり米 90kg です。所有権の移転の対価は整理番号４が 60 万、整理番号５が 324 万、整理番号６が 95 万となっています。申請地は我孫子市北新田ほかで合計 17 筆、２万 8,923m²です。

内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の各要件を満たしているものと考えます。よって、第２部会では全員一致をもって決定相当という意見でございました。

引き続きまして議案第３号「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」ですが、これは農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の定めるところにより、土地を取得した場合など、税制上の措置の中で名簿登録が必要となっています。農政課のほうで行っているあっせんによるものです。第２部会では全員一致をもって承認相当という意見でございました。

以上、審議した結果の報告ですが、なお先ほど議案第３号の「あっせん譲受等の候補者名簿の登録について」は、諸先輩方いらっしゃるかと思いますけども、書類が出てきたのが初めてということもありまして、第２部会でも事務局からの説明を細かく受けました。それで第２部会の結果として承認相当ということになったわけですが、ここでほかの方の考え方もあろうかと思いますけども、事務局からの説明をお願いしたいと思います。

事務局　それでは今回、議案第３号「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」の補足をさせていただきます。

　このあっせん譲受等の候補者名簿につきましては、今、部会長が言われたとおり、税制上の措置の中で名簿登録をしてあるのかどうかということが求められております。このあっせん譲受については、書式自体を我孫子の農業委員会のほうでは特に定めてないということです。昨年も１件あったんですけども、今、議案となっているこのあっせん候補者名簿、こちらをもし承認というかたちになれば、この下段のほうにこれは原本に相違ないということでその証明をして申請者のほうに渡したいというふうに考えております。

　それからこの候補者名簿の登録に際しましては、議案資料のいちばん裏手になりますけども、そのところにあるあっせん譲受等候補者名簿登録申請書を申請者のほうからいただいております。これを受けまして名簿を登録し、もし今回承認されればその証明を会長名をもって申請者に渡したいというふうに思っております。

　以上です。

渡辺陽一郎部会長（第２部会）　ということで、第２部会の報告を終わりたいと思います。よろしくご審議ください。

議長　以上で、議案第１号から第３号について部会長からの報告がありました。部会長の報告に対して、採決する前に質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

　ございませんか。

（なしの声）

　質疑がないものと認めます。

　部会長は自席にお戻りください。

渡辺陽一郎部会長（第２部会）　はい。

議長　それでは採決に移ります。

　議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」は、部会長から許可相当であるとの報告がありました。許可とすることに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

　挙手全員と認め、許可することに決定いたしました。

　議案第２号の「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、部会長から決定相当であるとの報告がありました。決定とすることに賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）
　挙手全員と認め、決定することにいたしました。
　議案第３号の「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」は、部会長から承認相当であるとの報告がありました。承認とすることに賛成の委員は挙手を願います。
（挙手全員）
　挙手全員と認め、承認することに決定いたしました。

　以上で、審議案件については終了いたしました。
　続いて、報告事項に移ります。
　事務局より報告事項の第１号から第３号までを、第４号の「農地パトロール調査結果」についてはそれぞれ部会長から報告を願います。

事務局　それでは、私のほうから報告の第１号から第３号について説明をさせていただきます。
　報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出」については、５件でございました。
　報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出」については、９件でございました。
　報告第３号「農地法第４条の規定による届出の取り下げについて」は、１件でございました。
　以上です。

小池良雄部会長（第１部会）　続いて、第１部会のパトロールについてご報告いたします。
　昨年 11 月 24 日において、根戸、久寺家、北新田を重点に農地パトロール調査を実施いたしました。農地パトロール報告資料に調査概要がありますのでご覧ください。
　第１部会では７カ所の耕作放棄地を巡視いたしました。状況については資料のとおりであります。
　今後については農地の適正な利用・管理についてのお知らせを行い、所有者に耕作放棄地の解消を促すものであります。
　以上です。

議長　次いいですか。

渡辺陽一郎部会長（第２部会）　引き続きまして、第２部会の報告をいたします。
昨年 12 月の 22 日において都部村新田、日秀新田、中沼田周辺を重点的に農地パトロール調査を実施いたしました。農地パトロール報告資料は調査概要にありますのでご覧ください。７ページから 11 ページになります。
第２部会では５カ所の耕作放棄地を巡視いたしました。状況については資料のとおりです。
今後については農地の適正な利用・管理についてのお知らせを行い、所有者に耕作放棄地の解消を促すものであります。
ただ表にありますとおり、１番の都部村新田に関しては、これは後ほどのパトロールにおいて解消されておりましたのでその旨報告させていただきます。
以上です。

新堀政夫部会長（第３部会）　続いて、報告第４号「農地パトロール調査結果について」３部会よりのご報告をさせていただきます。
１月 21 日において中峠、古戸、布佐周辺を重点に農地パトロール調査を実施いたしました。農地パトロール報告資料に調査概要がありますのでご覧ください。
第３部会では５カ所の耕作放棄地を巡回いたしまして、状況については資料のとおりであります。
今後については農地の適正な利用・管理についてのお知らせを行い、所有者に耕作放棄地の解消を促すものであります。
以上でございます。

議長　そのほか事務局、何かありますか。

事務局　はい。議長、よろしいですか。

議長　はい、どうぞ。

事務局　それでは、私のほうから地震による我孫子市内農地の被害状況の報告をさせていただきます。
先般の東北関東大震災における市内農地の被害状況について、それぞれの地域を農業委員の方に巡視していただいたと思うんですけども、今回４名の委員の方から報告を受けておりますので、概要の説明をさせていただきます。
まず大野木会長から中峠周辺についての報告がありました。我湖排水路の下流付近にお

きまして被害状況があったということです。状況については、排水路脇でワタナベモリオさんという方の所有地が液状現象により崩壊していたとのことでした。

それから須藤委員からは、北新田の越流堤に通じる農道におきまして液状現象により、農道部分に地割れ、土砂の突起などの損傷があったとの報告を受けております。

それから増田利夫委員からは、布佐下浅間前周辺の家屋等の被害状況も合わせての報告がありました。現場の被害状況についてデジカメの写真の提出もいただいております。

それから椎名委員からは、根戸新田、根戸周辺の場所について巡視した状態では特に被害は見当たらなかったということの報告を受けております。

以上です。

田口重幸委員　この前の委員の小川さんの田んぼで液状化が起きたという報告をもらいました。

事務局　一応私のほうと今、田口委員のほうからの報告は以上です。

議長　ありがとうございます。

事務局　それからもう一ついいですか。

議長　どうぞ。

事務局　それから、実は今日、災害の関係で緊急のお知らせとお願いということで、市役所の農政課のほうから、これは農家の方に宛てたちらしを皆さんのお手元に配付してございます。この農産物等の取り扱いにつきましては担当課であります農政課の徳本のほうに概要説明をお願いしております。議長のほうで承認されれば農政課の徳本のほうから概要説明をしていただきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

議長　どうぞお願いします。

徳本　貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。農政課のほうからご報告と農業委員の皆様にご協力のお願いということで一言お話しさせていただきます。

23 日付けで、お手元に配付させていただいております緊急のお知らせとお願いという文書を全農家に発送しております。農業委員の皆様と同様に、我々農政課も担当職員を振り分けながら市内の機場だとか農業用の用排水施設、また農地などをずっと目視してまい

りました。おおまかなところは大体把握できているんですが、農家個々の被害状況だとかというのは別途調査をさせていただいて、集約をして、県にも報告します。合わせて、農政課で対応すべきようなものが出てくればいろんな支援策で対応していきたいなというふうな考えから、このプリントを約 1,400 戸の農家に送らせていただいています。

中味ですけども、お手元にございますように３月 31 日までに被害状況の報告を挙げてくださいというふうにしてあります。それが一つです。また、この間原発の事故を受けて放射性物質の粉じん等を懸念される声が非常に高くなっております。我孫子市のデータとして何らかの数値が出ているというわけではないんですけども、風評的なものもありますし、また農水省や厚生労働省のほうでもいろんな文書を今、出しています。この裏面ですけども、国のほうで収穫時の扱いですとか収穫したあとの保存方法だとか農産物の取り扱いについて注意してくださいということで来ています。この周知ということで、これも合わせて記載して文書で流させていただきました。

農家の方々からもまたいろいろとご質問とかあるかと思いますけども、我々は専門家ではないので、詳しくは振興センターの技術専門家の皆さんに処理をどうしたらいいか聞いてもらうとかとありますけども、合わせて国が出しているホームページやその他で情報をもらうしか今のところない状態です。

また、放射性物質のいろんな粉じんの調査なんかも近隣の市といろいろと連携してどうしようかという話もありますけども、サンプルを出して、それで調査が上がってくるにはやっぱり７日とか 10 日とかかかってしまうんですね。今出したデータがその７日後、10日後に使えるかといったらそういうわけでもないし、実際に我孫子市に何カ所か来て、それが大丈夫ですよ、大丈夫でないですよというのは言えないので、それは国や県できちっと対応してもらえるようにお願いするしかないなというふうには思っています。

取り急ぎこの緊急のお知らせとお願いということで全農家に発送しておりますので、そのことのご報告です。

何かご質問がありましたらお願いします。

渡邉光雄委員　いいですか。

徳本　はい。

渡邉光雄委員　農家の方で出荷したいんだけど現場が心配だからどのくらいあるのかなというあれがあった場合に、どういうふうな検査をどこでやってくれるんですか。

徳本　専門の、放射性物質の関係ですか。

渡邉光雄委員　そうそうそう。

徳本　現在のところ個々の農家のほうに対応できるところはなかなかないというふうに思います。国や県のレベルでもそれを最優先に研究機関やら試験施設がフルで稼働しているようです。我々がちょっと確認したんですけど、市のレベルでお願いしたとしても７日とか 10 日とか。そういう公的なものを最優先にしているというので、個々の農家からというのはなかなか対応が難しいんではないかというふうに思いますよね。やっているところの場所は紹介できるかもしれないですけども、その辺でお答えするしかないなというふうに思っております。

渡邉光雄委員　じゃあ今、そういったものの出荷の準備ができてしまったんだと。返品されては困るので実際に調べてから出したいんだと。それを今、１週間もかかるということだから日々変わっていくんでしょうからね。じゃあやらないほうがいいのかということになるんですがね。

徳本　実際の農業委員の方々も農家の方々からいろんな話を聞いていると思いますけども、ネギを持っていった、ホウレンソウを持っていったところで、実際に取り扱いをできないような趣旨を市場で言われただとか、また取引先のいろんな市場だとかスーパーだとかというところでも、風評的に葉物類の取り扱いを拒まれたりということが徐々に出ているように聞いています。これに対してどうするかというので、農家の方に私のほうで大丈夫ですよ、安心安全ですよというのを立証することがなかなかできないでしょうから、それは何ともちょっと今の時点で言えない。それが現実です。

議長　着席してお話ししてください。

渡邉光雄委員　じゃあその検査するところをどこだかちょっと教えてくださいよ。電話番号とあれ。どこの施設だか。

徳本　はい。あと下でじゃあ。今手元にないですから。

議長　そのほかございませんか。
　どうぞ。

阿曽敏夫委員　平成 23 年の３月 14 日に「東北地方太平洋沖地震に伴う農作物被害の技術指導について」という千葉県の農林水産部から出されているやつと、昨日実は徳本さんとお会いしていろいろと改良区で話したんだけど、茨城のほうの種モミを減らした場合に、今度のようなことで田植えがいつやれるのか分からないというような想定の下でどうするとか、いろいろそういう技術指導について東葛の農業改良普及センターですか、千葉県と茨城県のほうを見ると、茨城のほうは個々にわたって発芽をどのようにして抑えるかとか、いろいろ細かい普及情報というかたちで各農家に配ってあるような状態です。東葛のほうは何だかそういう技術指導についての情報が非常に少ないので、その辺のところも農政課として何らかひとつ尻をたたいて。現実に手賀沼土地改良区にしても昨日は滝下機場の関係で調査もしたりして、いろいろと破損カ所があるというようなことを聞いております。ひとつその辺で。種モミを増やして今までどおりに田植えをやろうと予定しているところなのに、用水管が破裂したとか何かで多少遅れるわけですから。今までどおりにいかないということを想定した上でそういう技術指導についての東葛の普及センターの資料から見ると、ちょっと茨城のほうが進んでいるような。昨日も徳本さんとも話したんだけど、その辺ひとつ東葛のほうもしった激励してもらって、そういう細かい情報を出してもらえないかなということが私のお願いです。

高田勝禧委員　はい、議長。

議長　はい。

高田勝禧委員　よろしいですか。

議長　それでは高田さん、どうぞ。

高田勝禧委員　手賀沼改良区から出ております高田です。よろしくお願いします。また日頃、改良区については皆さんに大変お世話になっております。

　今日午前中、手賀沼改良区の総代会がございました。その時、理事長並びに事務局より漏水や何かの被害状況の報告がありましたので、皆さんにお知らせしたいと思います。

　改良区では小さいところも入れて約 50 でそういう被害があったという報告で。それで我孫子市内、我々の市に関係するところだけを主だって申し上げますと、大きいところでは第二干拓、これは布施の下の機場から送水しているところなんですけど、それが本管で漏水カ所が２カ所あったと。ただし送水試験を１週間から半月ぐらい早めて今、実施していてあと２カ所で終了するような状態なので、この第二干拓の本管の漏水は昨日何とか修

理して、現状だったら大丈夫だろうということでした。

それからもう一つ滝下、今、阿曽委員がおっしゃっていましたところです。ここは布湖と我湖と我孫子南部の湖北に送水しているところなんですけど、それが滝下の機場から湖北台の 10 丁目の分水棟まで行くところの我孫子カントリーのところで漏水していると。これはちょっと厳しいかなと。改良区としては４月 15 日の送水予定日までには何とか修理を終わらせたいと。やってみなければ分からないから確証はできないけれども、何とかやれるんじゃないかというのが事務局の報告でした。

それで全般的に見ますと、印旛沼の改良区地区から送水、水をいただいている印西地区のほうなんかはもう４月いっぱいは送水できないだろうと。ですから、その点ご了承いただきたいというような連絡があったということを合わせて報告したいと思います。

今後ともよろしくご協力のほどお願いします。

議長　はい、どうぞ。

徳本　今の改良区の総代会に私も出ていまして、今のご報告を受けました。印西のほうで４月いっぱいなかなか難しいなというところは、改良区さんのほうでもそのお知らせと合わせて、種モミの冷やしたやつをどう処理したらいいのかとかという技術的な面で振興センターとも連絡をとって、それもメモを入れて送るようなことを言われていました。我孫子については今のところそういう試験通水の状況で見ますと、４月 15 日の本通水までにどうにか復旧するようなかたちで頑張ろうということでやっているようですので、通常のスケジュールでいけるんじゃないかなというふうに思っています。また想定できないいろんな事態が出たら、別途相談していくというかたちになるかなというふうに思います。

あと農家への技術的な指導に関するいろんなお知らせですけども、今、阿曽委員がおっしゃったように、振興センターのほうには分かりやすいものを逐一流してくれと。振興センター自体は直接全農家に流すような手段を持ってないので、必要なものがあったら私たち農政課のほうで流しますからという話はしています。その辺は連携をとりながらやっていきたいというふうに思っています。

議長　そのほか何か質問やご意見はございますか。

なければ、これにて農政課の説明は終わりにさせていただきます。ご苦労さまでした。

委員さん方、何かありますか。

事務局　もう一つあります。よろしいですか。

議長　じゃあ事務局どうぞ。

事務局　私のほうからもう一つだけ報告があります。

実は今回３月議会におきまして、農業委員会に関する質問が１件だけございました。概要と私どもが答弁した内容をかいつまんで報告をさせていただきます。

質問は、我孫子市の農業委員会、女性農業委員の選出のためにというようなことでございました。この趣旨は女性農業委員の登用目標ということで、国のほうからも登用の促進ということで文書等も来ております。この文書の中で示されているのは、年度で言うと平成 26 年度になりますけども、平成 27 年３月までに各組織におきまして２名以上の女性役員等の選出を達成するような目標を掲げてくださいということです。

それから依頼の文書を考えると、もう一つは、現在女性の委員が一人もいないということで農業委員の組織を挙げていまして、次回の改選時においてはその解消を図ってくださいということです。多分これらを踏まえてだと思うんですけども、私ども農業委員会の議員に対する答弁としましては、まず農業委員会のほうでは、今年１月に農業委員の女性の登用をどうするのかということで県のほうからヒアリングを受けております。その中で女性農業委員の目標達成に向けての市の考え方としましては、平成 27 年度までに２名以上の登用目標を達成するように努めていくことを合わせて伝えております。その内容としましては、各農業団体等に女性リーダーの育成や掘り起こしなどの働きかけを行い、女性の立候補への理解を深めるとともに、推薦による選出についても積極的に女性委員の登用を図るようお願いしていきますということで答弁をしております。

概要については以上です。

それからもう一つ事務局のほうからありますので、続いて大野のほうから説明します。

事務局　続きまして、ＴＰＰの反対書面についてでございますが、持参されている方は事務局のほうにお願いいたします。締め切りは来月の総会までとなっております。よろしくお願いいたします。

それと、今年度３月 31 日をもって定年により事務局を退職する渡辺事務局長と大井次長よりあいさつをお願いいたします。

渡辺事務局長　今、事務局からありましたように、この３月で定年退職することになりました。まず２年間いろいろ至らない点がありましたことをおわびいたします。私、37 年間勤めまして、最後の２年間だけ市の農政課も含めて農業に携わって、非常に勉強になりました。これから一市民として皆様のますますのご活躍をお祈りしております。お世話

になりました。ありがとうございました。（拍手）

大井次長　私も局長と同じように定年というかたちの中で、３月 31 日をもちまして退職というふうになりました。私も局長と同じように、実は平成 21 年から 22 年まで２年間、この農業の委員会等に携わるということになりました。旧の再任された方、それから新しい農業委員の方にはいろいろお世話になりましてありがとうございました。これから４月以降は一市民というかたちの中で行政に協力、それから農業のほうと関係がもしありましたたら、できる範囲内で協力をしたいと思います。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

議長　お二方長い間本当にご苦労さまでした。

　それではこれをもちまして本日の議案はすべて終了いたしました。閉会といたします。委員の皆さん、大変お疲れさまでした。